

# 平成30年度 第2回香取市農業委員会総会議事録

平成30年5月8日

5月8日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 日程第2 議案第2号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第8 議案第8号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第11 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	3番	富	澤	克	彦	
4番	寺	島	美	幸	5番	飯	森		孝	
6番	片	野	壽	夫	7番	海	老	澤	武	
8番	高	松	多	可	史	9番	鶴	澤	幹	司
10番	林		藤	江	11番	菅	谷	樹	雄	
12番	内	山	勝	己	13番	篠	塚	正	悟	
14番	高	木	甚	一	15番	伊	藤	は	つ	子
16番	高	木	重	樹	17番	伊	藤		寛	
18番	栗	林	利	男	19番	大	堀		潔	

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

2番 越 川 定 勝

1. 事務局職員出席者

事務局長	藤	崎	弘	之	管理班長	高	岡	晃
農地班長	林		光	夫	主 査	滑	川	典 文
主 査	高	橋	亮	太 郎				

開会 午後 2時58分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

欠席委員は、2番 越川定勝委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第2回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、3番 富澤克彦委員、14番 高木甚一委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 平成30年度の目標およびその達成に向けた活動計画について。

平成30年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

事務局管理班長 私の方から議案の概要説明をさせていただきます。

議案第1号 平成30年度の目標およびその達成に向けた活動計画についてをご説明いたします。

本議案に関しましては、香取市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づきまして、農業委員農地利用最適化推進委員にお諮りし協議をいただくものでございます。

去る4月5日開催の合同会議の席でその詳細につきましては、ご説明をさせていただきました。

内容等に変更はありませんので、本日は内容の詳細に関する説明は省略させていただきます。

なお、昨日まで本案件に関する質疑等の問い合わせ意見等の通告はございませんでした。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

はい、小林推進委員。

小林推進委員 1号議案の自給的農家数というのは、これはどういうことなんでしょうか。

それと、こういうところには大体専業農家とか、第一種兼業、第二種兼業というふうに書かれていると思うんですけども、それはそういう文言がなくなって、そういうことになったということはどういうことなんでしょうか。

事務局管理班長 私の方からお答えいたします。

自給的農家数と申しますのは、いわゆる庭先農家、販売農家の略だにご理解ください。

自分で自給自足するための農業者という意味合いです。

これが農業者の状況調査としまして農林業センサスという5年に一度、国の方で大体的に調査されておりますが、その中でこういうふうに定義されているものでございます。

今、ご指摘がございましたように、いわゆるここで主業農家数というのが専業農家というふうな理解をしていただければと思います。

よろしいでしょうか。

小林推進委員 主業農家というのは、専業農家だと思うんですね。

それで、準主業農家というのは、第一種、昔でいう第一種兼業農家だと思うんですけど

も、これいつ変わったんでしょうか。

事務局管理班長 私もその辺センサスの細かな用語に関してまでは把握してございません。申しわけございませんが、ちょっと調べてみようかなと思います。

いずれにしましても、今言われましたとおり準主業農家、基本農業種別法の第一次とか二次とかいうものの当てはまりで差しかえていただき、読んでいただければと思います。

いずれにしましても、この書式に関しましては国の方から定めてられている書式でございまして、こういう表記をしているということでご理解していただければと思います。

小林推進委員 はい、わかりました。どうもありがとうございました。

議 長 ほかに、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なければ、質疑のほうは、これで打ち切ります。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

## ◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 平成29年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価について。平成30年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

事務局管理班長 それでは、議案第2号に関しましても、私の方から説明させていただきます。

議案第2号 平成29年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。

本議案につきましても、議案第1号と同様でございます。

同様に4月5日の合同会議の際にご説明いたしました2号議案に関しましても内容に変更はございませんので、本議案につきましても詳細な説明は省略させていただきます。

なお、本件に関しましても、昨日までに質疑等の問い合わせや意見等があるという通告は

ございませんでした。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求め。平成30年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは12ページから14ページで、整理番号は1番から5番までです。

12ページの整理番号1番は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、13ページの整理番号4番は、譲受人である法人が農業経営の安定を図るため、それぞれ所有権移転を受けるものです。

次に、整理番号2番は、親子間による農業後継者への贈与により所有権移転をするものです。

次に、整理番号3番および13ページの整理番号5番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、農地を借り受けるものです。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 去る、4月27日、金曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第3号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号 整理番号4番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号4番について、9番 鶴澤委員。

9番鶴澤委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が○○○○○を必要とする○○○○○の安定化を図るため、農地を取得するものであり譲渡人と協議が整ったため、売買を行おうとするものであります。

法人の組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)



議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、整理番号4番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、整理番号4番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く、4件について、審議します。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 越川委員ですが、本日欠席により事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自己所有地に近接している農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

すが、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番、3番の2件について、8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、山田推進委員には電話連絡しております。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号3番について、同じく山田推進委員さんには電話連絡をしております。

現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、本案件は、整理番号5番案件と譲渡人が同一であります。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、譲受人は規模拡大のため、賃借権の設定について協議が整ったものです。

譲受人は、地元地区農家であり通作に支障ないことから、農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、11番 菅谷委員。

1 1番菅谷委員 整理番号5番について、實川推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、本案件は、整理番号3番案件と譲渡人が同一であります。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、譲受人は規模拡大のため、賃借権の設定について協議が整ったものです。

譲受人は、近隣地区農家であり通作に支障ないことから、農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めま。

次に、採決いたします。

議案第3号の1件を除く4件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めま。

よって、議案第3号の1件を除く4件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成30年5月8提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは15ページから17ページで、整理番号は1番から7番までです。

整理番号1番および2番は同一事業で、砂利採取事業の期間延長に伴う砂利搬出路用地の一時転用期間延長の申請です。

次に、整理番号3番から7番の5件についても同一事業で、砂利採取事業の期間延長に伴う砂利採取用地および砂利採取搬出路用地の一時転用期間延長の申請です。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、7件であります。

整理番号1番から7番について、書類等で審査した結果、山砂採取事業の期間延長に伴う計画変更であり、申請の用途に供することの確実性についても問題ないとの意見であり、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番、2番につきましては、関連案件ですので一括して鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇の〇〇地区の〇〇方面から〇〇方面に向かいまして、〇〇〇〇の看板が出ております〇〇の所を右折しまして、〇〇メートル位市道を行きました右側にその進入路があります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある砂利採取等の事業を営む法人です。



事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。議案の概要を説明します。

ページは18ページから21ページで、整理番号は1番から13番です。

整理番号1番から3番は、同一事業であります。

転用目的は飼料原料保管庫用地、車両および農作業機械置場、搬出入路用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地で第2種農地です。

整理番号4番、転用目的は再生土の埋立て事業に伴う土砂搬入路用地です。権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、農振農用地であります。不許可例外事由Cの申請に係る農地を一時的な利用に供するために行うものに該当します。

なお、本案件は平成31年5月31日までの一時転用で、一時転用期間の終了後は農地に復元して、甘藷を作付けする計画です。

整理番号5番から7番は、同一事業であります。

転用目的は、グランドゴルフ場用地で権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地で第2種農地です。

整理番号8番から10番、21ページの整理番号12番および13番の案件につきましては、転用目的等が同一内容ですので、一括して概要説明いたします。

それぞれ、転用目的は太陽光発電施設用地です。権利の内容は整理番号8番が賃借権設定、整理番号9番および同一事業であります整理番号12番および13番は地上権設定、整理番号10番は所有権移転であります。

また、申請地の農地区分は、それぞれ農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号11番、転用目的は駐車場用地および資材置場用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第1種農地であります。不許可例外事由Dの一時的な利用に供するために行うものに該当します。

なお、本案件は平成31年1月31日までの一時転用で、一時転用期間の終了後は農地に復

元して、水稻を作付けする計画です。

以上、13件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は13件であります。

このうち、整理番号4番、12番および13番については現地調査を実施、その他の案件については写真および書類等で審査いたしました。

最初に、書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号1番から3番までの3件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○委員の退場を求めます。

(○番 ○ ○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番から3番までの3件について、2番 越川委員ですが、本日欠席により事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 代読いたします。

整理番号1番から3番につきましては、関連案件ですので一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、○○○○から南へ約○○メートル行った○○○○○の手前の○○○を右折し、また約○○メートル進んだ所を左折し、そこから道なりに南へ約○キロ進んだ○○○○○○○○○○の手前にあります。







資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号9番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号9番について、五喜田推進委員と現地調査を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ですが〇〇方面に向かって行きますと〇〇の〇〇〇〇が左手にあります。

その前を右手に入って〇キロほど行った〇〇の集落の中にあります。

譲受人は、〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地は形状を変えずに整地し、用水の利用はなく、雨水は自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、周囲の盛り土や土壌を設けることで、隣接農地への土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号10番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号10番について、現地調査等を行った報告をいたします。

なお、椎名推進委員には電話連絡をしてあります。

現場ですが、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇の〇〇より〇〇〇方面へ〇〇メートル位行った先を左折しまして、〇〇〇の方へ向かい〇〇メートル位行った所をさらに左折して山林のある方向へ〇〇メートル位行った右側であります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地は、形状を変えずに整地し、用水の利用はなく、雨水は自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、周囲にコンクリートブロックを設けることで、隣接農地への土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 11 番について、14 番 高木甚一委員。

1 4 番高木委員 整理番号 11 番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですけれども、〇〇から〇〇〇〇〇〇を通りまして、〇〇〇です。

その中間に〇〇〇〇、そして〇〇の間にあります。

譲受人は、市内に本店のある〇〇〇〇の製造・販売などを営む法人ですが、申請地の隣接地で社屋の新築工事を予定しており、工事用車両および工事用の資材置場として一時利用する計画をしたものです。

申請地は砂利敷きし、用水の利用はなく、雨水は自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地はありません。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第 5 条第 1 項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 12 番、13 番の 2 件について、16 番 高木重樹委員。

1 6 番高木委員 整理番号 12 番から 13 番につきましては、関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、菅谷推進委員と調査いたしました。

場所なんですけれども、場所は〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の前を通りまして〇キロ位行きますか、〇〇〇の堰がありますので、それを右手に行って〇〇メートル位行った所のり面です。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地は、形状を変えずに整地し、用水の利用はなく、雨水は自然浸透処理として、汚水・雑排水の発生はありません。

また、周囲にコンクリートブロックなどを設けることで、隣接農地への土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第 5 条第 1 項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号の3件を除く10件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号の3件を除く10件は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。平成30年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成30年度第2次農用地利用集積計画は、整理番号1番から78番で、ページは22ページから53ページです。

所有権移転が1件、757㎡で、すべて田です。

次に、使用貸借権設定の新規が2件、3,242㎡で、畑です。

次に、賃借権設定の新規が31件、106,240.32㎡で、このうち田が60,152㎡、畑が46,088.32㎡です。

次に、再設定が22件、53,922㎡、このうち田が51,106㎡、畑が2,816㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権設定の新規22件、98,364㎡で、すべて田です。

以上78件の第2次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成30年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から6番で、ページは54ページから62ページです。

賃借権設定の新規6件、98,364㎡で、すべて田です。

以上6件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限にかかる事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第7号 整理番号4番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号4番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号4番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く5件について、審議いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く5件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く5件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第8 議案第8号

議 長 日程第8 議案第8号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第8号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農

業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成30年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から4番で、ページは63ページから65ページです。

整理番号1番、2番および4番は農振農用地区域からの除外申請、整理番号3番は編入申請であります。

整理番号1番、事業計画は、太陽光発電施設用地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

整理番号2番、事業計画は、作業場および農業用倉庫用地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

整理番号3番、北総東部土地改良区の受益地である優良農地のため、農振農用地に編入するものです。

農地区分は、第2種農地に該当します。

整理番号4番、事業計画は、専用住宅用地および進入路用地です。

農地区分は、第1種農地不許可例外事由Iの集落に接続して設置されるものに該当します。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 審査結果について、報告いたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は、4件であります。

このうち、整理番号1番、2番、4番の3件については、写真および書類等で審査した結果、転用が可能な第1種農地例外規定および第2種農地に該当することから、問題ないとの意見でした。

よって、香取市農政課へ「問題なし」で意見進達するとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、2番 越川委員ですが、本日欠席により事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇の入口手前の〇〇〇を〇〇方面へ約〇〇メートル先で左折し、そこから道なりに約〇〇メートル進んだ所です。

事業計画者は、申請地を有効活用し、安定した収益を得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

また、本件は、地権者が農地法上の手続きを失念しており約30年前に農業用倉庫を建設したため、始末書の添付があります。

隣接農地はなく、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断をしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、整理番号1番の隣接地となります。

事業計画者は、農地法上の手続きを失念しており、約30年前に農業用倉庫を建設したため、始末書の添付があり、本件は隣接地の作業場の増築、および農業用倉庫を建設する計画をしたものです。

隣接農地はなく、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号3番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かい〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の〇〇を左折し、〇〇メートルほど先の右側になります。

事業計画者は、香取市です。

本件は、県営の畑地帯総合整備事業により整備されたまとまりのある優良農地のため、農用地へ編入する計画をしたもので特に問題はないと判断しました。

ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号4番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号4番について、香取推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ですが先ほど〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かった〇〇〇〇〇から左折して〇キロ、さらに信号を左折して〇〇キロほど行った右手になります。

事業計画者は、農地法の手続きを失念しており約30年前に建てた住宅が農地の一部であり、また、それ以前より利用していた進入路も一部が農地であったため、始末書の添付があり、今回専用住宅および進入路とする計画をしたものです。

隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、栗林委員。

18番栗林委員 教えてほしいんですけど、3番ですね、優良農地にして、農地にしたということですか。編入ということの意味なんですけれど。

事務局農地班長 こちらの方、元々田だったものが先ほど言った畑地の事業によって形状として畑になったものですので、農政課の方の担当部署でいわゆる農振の見直しをしたことによって、今回新たに編入するというものになったのです。

18番栗林委員 田んぼが畑になった。

事務局農地班長 元々は、田んぼでした。

18番栗林委員 それを市の方で、それを畑にした。

事務局農地班長 これについては、直近ではなくて、もうかなり前に事業として行っていたもので、事業としては終わっているんですけども、ただ農振の方の見直しというのがちょっとされていなかったということで、今回新たに編入をする形となったのです。

18番栗林委員 ということで、制度上編入したというようなことであるということですね。

議長 ほかに、ありますか。

なければ、質疑は打ち切ります。

次に、採決いたします。

議案第8号についての意見は、「問題なし」とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。



よって、議案第8号についての意見は、「問題なし」とすることと決定いたします。

---

◎日程第9 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成30年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、2件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成30年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は18件です。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成30年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

以上、報告を申し上げます。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時05分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人